

福島県中小企業等経営コスト削減支援補助金（コスト削減補助金）

事業概要

県内の中小企業等が実施する省エネルギー効果の高い設備の更新を支援することで、原油価格・物価高騰により影響を受けている中小企業等の経営コスト削減を図るとともに、継続的な発展を支援します。

- ◇補助対象者 県内の中小企業等（中小企業者、小規模事業者、組合等）
- ◇補助対象経費 下記に掲げる補助対象設備の更新に要する経費（購入費用、附帯工事費等）であって、令和4年12月21日以降に購入・発注を行う又は行った経費
- ◇補助上限額 中小企業者、組合等 **300万円**（下限額50万円）
小規模事業者 **100万円**（下限額15万円）
- ◇補助率 中小企業者、組合等 **2/3**以内 小規模事業者 **3/4**以内
- ◇補助対象設備 ア 高効率照明（LED等） イ 空調設備
ウ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫 エ 機械設備等
オ フォークリフト等
- ◇補助要件等 ①中小企業等の生産活動における電気消費量又はエネルギー消費量を減少させ、経営コストの削減に資する省エネ設備の更新等を行うこと。
②令和3年11月以降の連続する任意の3か月間の売上又は売上総利益（粗利）、もしくは営業利益が、平成30年から令和3年のいずれか同3か月間と比較し減少していること。

事業全体のスケジュールについて



※令和5年12月31日（日）までに、発注・納入・支払・実績報告等の全ての事業の手続きが完了しなければ補助金交付の対象となりませんのでご注意ください。

エントリー受付について

- ①要領公開（公募要領・Q & A等を補助金ホームページ上で公開）：令和5年2月20日（月）より
- ②電子申請エントリー受付開始（補助金システムによりエントリー）：令和5年3月15日（水）予定



エントリーは、補助金ホームページより電子申請のみで受け付けます。

採択結果について

- ③エントリー件数が多く予算相当額を超える場合は、エントリー受付期間後に抽選による採択発表を行い、採択となった中小企業等のみ交付申請を受け付けます。

なお、採択された場合であっても、交付申請時に設備更新内容、エネルギー減少、売上等の減少要件等の不備により、補助対象とならない場合があります。

また、採択・不採択の結果については、エントリー時に登録いただいたメールアドレス宛に事務局から通知します。

補助金事務局

コスト削減補助金コールセンター

TEL：024-529-6333

コスト削減補助金専用ホームページ

<https://energycost-fukushima.jp/>

福島県中小企業団体中央会 経営支援課

TEL：024-536-1265